解散公告

当社は、平成二十三年一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十七日

福岡県北九州市小倉北区紺屋町八番五号

株式会社小倉東急イン

代表清算人　犬飼徳比児

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十二月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十七日

東京都港区三田五丁目一五番一五号

特定非営利活動法人UNICORNS

清算人　金田　俊雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十一月二十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十七日

大阪府箕面市桜井一丁目一八番三号

医療法人中島耳鼻科

清算人　中島　禮士

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十二月三十一日に存続期間が満了し解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十七日

秋田県南秋田郡大潟村字北一丁目三番地

財団法人大潟村観光物産振興公社

代表清算人　髙橋　浩人

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十二年九月十七日福島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十七日

福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二番地の一

清算法人国見町土地改良区

清算人代表　小西　春男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月十九日開催の総会の議決により平成二十二年十二月二十八日東京都知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十七日

東京都港区赤坂七丁目五番六―四〇八号

赤坂四丁目薬研坂南地区市街地再開発組合

清算人代表　今井　鉄

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十二年十二月十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十七日

静岡県駿河区小鹿二丁目二四番一号

矢崎化工厚生年金基金

清算人　大上　謙治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十二月三日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十七日

三重県四日市市桜町二五五九番地二

清算法人桜西土地改良区

代表清算人　近藤　善治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十二月十四日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十七日

三重県松阪市曽原町六六六番地

清算法人三雲土地改良区

代表清算人　前田豊太郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年五月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十七日

福岡市南区花畑三丁目三八番八号

特定非営利活動法人樹木治療研究会

清算人　大神　邦昭

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年十二月十七日栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。土地区画整理法第四十七条の二第四項の規定により公告します。

平成二十三年一月十七日

栃木県さくら市氏家二七七一番地

氏家町東原土地区画整理組合清算事務所

代表清算人　佐藤　久之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月二十四日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十七日

鳥取市吉成九一―一六

特定非営利活動法人桜坂ディサービスセンター

清算人　山元美津江

解散公告（第三回）

当財団は、平成二十二年十月二日開催の評議員会及び理事会の議決を経、愛媛県教育委員会の許可を得て、平成二十三年一月十日をもって解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十七日

愛媛県松山市道後樋又一〇番一三号

財団法人白楊会館

代表清算人　兵頭　寛

配当公告

群馬県藤岡市下栗須四三六番地

破産者　株式会社サンツウ

右の者に対する前橋地方裁判所高崎支部平成二十一年（フ）第二二六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一五六、三七六、六〇七円

一、配当することのできる金額

金一七、四五二、七〇七円

平成二十三年一月十七日

群馬県高崎市檜物町一八番地

破産管財人　弁護士　横地　宏紀

配当公告

福岡県三井郡大刀洗町大字山隈一六四番地

破産者　泰弘産業株式会社

右の者に対する福岡地方裁判所久留米支部平成二十一年（フ）第十六号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六九、八九九、四七〇円

一、配当することのできる金額

金四四、三八〇、四八三円

平成二十三年一月十七日

福岡県久留米市城南町二二―二一

破産管財人　日野　佳弘

第20期決算公告　平成22年12月24日

札幌市中央区大通西1丁目14番地2

株式会社ネクステップ

代表取締役　新居　隆

貸借対照表の要旨

（平成22年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	201,700
	固定資産	632,899
	資産合計	834,600
負債及び純資産の部	流動負債	81,223
	固定負債	307,971
	株主資本	445,405
	資本金	32,000
	利益剰余金	413,405
	利益準備金	2,861
	その他利益剰余金	410,543
	（うち当期純利益）	（47,693）
	負債・純資産合計	834,600